

青教ス第425号
令和3年6月28日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた定時制課程等の
対外試合等の制限の変更について（通知）

標記について、令和3年6月8日付け青教ス第346号通知で、6月27日（日）までとしていた部活動の対外試合（公式大会を除く。）及び外部人材の活用の制限については、令和3年6月21日付け青教ス第403号通知により、県立高等学校全日制課程の取扱いを変更したところですが、その後も県内では感染者が発生しているものの、全体的には感染状況が落ち着きを見せている状況等から、県立高等学校定時制・通信制課程、特別支援学校及び三本木高等学校附属中学校についても、6月28日（月）から全日制課程と同様に、以下のとおり変更します。各校においては、引き続き感染拡大防止対策を徹底してくださるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

1 部活動について

(1) 対外試合

- 6月28日（月）から当面の間、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定して他校との試合（練習試合を含む。）を実施可能とする。ただし、交流校との飲食、宿泊を伴わない範囲で行うこと。

なお、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟、各競技団体等が主催する全国・東北大会等については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県・市町村）の感染状況等を事前に確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。

(2) 合宿

- 合宿（学校単独で行うものを含む。）は、引き続き禁止する。

2 外部人材の活用について

- 6月28日（月）から当面の間、県内の人材に限り、活用を可能とする。 県外の人材の活用が必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

緊急のお願い！
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】 ○保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ
TEL 017-734-9907（直通）

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ
TEL 017-734-9883（直通）
学校教育課 小中学校指導グループ
TEL 017-734-9895（直通）

特別支援教育推進室
TEL 017-734-9882（直通）



青教ス第403号
令和3年6月21日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた
対外試合等の制限の変更について（通知）

標記について、各校の感染拡大防止に向けた取組により、青森県高等学校総合体育大会後において、県立学校での感染は確認されておりません。また、県内の感染状況についても新規感染者の発生が散発的になっており、一時期より落ち着きを見せております。

しかし、令和3年6月21日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議（本部長青森県知事）において、県内でも感染力が強く、重症化しやすいと言われている変異株の発生割合が増加していること等が示されるなど、感染が再び広がるおそれもあることから、気を緩めることなく警戒を続ける必要があります。

このことから、青森県高等学校総合体育大会等への参加後の県立学校における感染拡大防止を徹底するため、令和3年6月8日付け青教ス第346号通知で6月27日（日）まで制限している部活動の対外試合（公式大会を除く。）及び外部人材の活用の制限について、以下のとおり変更することとします。各校においては、引き続き感染拡大防止対策を徹底してくださるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

1 部活動について

(1) 対外試合

- 全日制課程については、6月22日（火）から当面の間、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定して他校との試合（練習試合を含む。）を実施可能とする。ただし、交流校との飲食、宿泊を伴わない範囲で行うこと。

なお、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、各競技団体等が主催する全国・東北大会等については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県・市町村）の感染状況等を事前に確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。

- 定時制・通信制課程については、6月27日（日）までは制限を継続し、6月28日（月）以降については、その間の感染状況を確認した上で、改めて判断する。

(2) 合宿

- 合宿（学校単独で行うものを含む。）は、引き続き禁止する。

2 外部人材の活用について

- 全日制課程については、6月22日（火）から当面の間、県内の人材に限り、活用を可能とする。 県外の人材の活用が必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。
- 定時制・通信制課程については、6月27日（日）までは制限を継続し、6月28日（月）以降については、その間の感染状況を確認した上で、改めて判断する。

緊急のお願い！
新型コロナ感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

- 【担当】** ○保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ
TEL 017-734-9907（直通）
- 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ
TEL 017-734-9883（直通）
学校教育課 小中学校指導グループ
TEL 017-734-9895（直通）
特別支援教育推進室
TEL 017-734-9882（直通）



青教ス第346号
令和3年6月8日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた
対外試合等の制限期間の延長について（通知）

県教育委員会では、本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、県立学校の部活動の対外試合（公式大会を除く）及び外部人材の活用について、6月11日（金）まで制限しているところです。

しかし、県全域に感染が拡大しており、また、青森県高等学校総合体育大会、青森県高等学校定時制通信制総合体育大会等終了後の2週間は、健康観察について特に注視し感染拡大防止を徹底する必要があることを踏まえ、6月11日（金）までとしている部活動の対外試合及び外部人材の活用の制限期間について、6月27日（日）まで延長することとしました。

すでに6月12日以降の日程で練習試合等を計画している部活動もあると思いますが、本県の感染状況及び感染拡大防止対策の重要性等について御理解の上、制限期間の延長の措置に御協力くださるようお願いいたします。

つきましては、教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、令和2年12月21日付け通知青教ス第919号「部活動実施上の留意事項」を踏まえて、学校内外における感染防止対策を適切に実施して下さるようお願いいたします。また、児童生徒及び保護者に対しても、本通知の内容を周知の上、感染拡大防止に留意するよう指導願います。

なお、部活動の対外試合等の制限期間については、青森県高等学校総合体育大会、青森県高等学校定時制通信制総合体育大会後の県立学校の生徒、教職員の感染状況等によって変更する可能性があることを申し添えます。

※ 令和3年4月14日付け青教ス第67号の記の1の「(1) 対外試合の禁止に記載する青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟等の団体」については、当該連盟・中学校体育連盟・中学校文化連盟及び青森県高等学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織として取り扱います。

緊急のお願い！
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

【担当】○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883（直通）

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882（直通）

○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907（直通）